

情報提供と政策提言で「実感できる議会」をめざす

——北海道福島町議会

溝部幸基 福島町議会議長

1. 人口減少率全国9位の衝撃

厚生労働省人口問題研究所が、2035年の推計人口を発表（2008年12月）した。地元紙に「福島町減少率全国9位」（△60.6%：2,322人）の記事が載り、町中におおきな衝撃が走った。人口のピークは1956年で、13,968人（1世帯6人）。2008年度の人口移動状況は「転入168人・転出257人・出生11人・死亡73人」と、前年比151人減の5,398人（1世帯2.2人）。20歳未満が659人（12.2%）、65歳以上の高齢者が1,927人（35.7%）と少子高齢化の進行に加え、前回の予測を上回るハイペースで過疎化が進行している。

大きな要因は、少子化・経済構造等々、地方にとっては、如何ともしがたい問題にあるとはいえ、「将来に夢と希望を！」と町づくりの中心的立場で牽引してきた行政・議会の結果責任は大きい。

「公共事業・補助金の獲得」が行政手腕のバロメーターと中央陳情に迷走し、遠回りをしてでも、着実にしっかりと地に足をつけ、身の丈に合った町づくりに挑戦してこなかった。

安易なその場しのぎの対処療法は、町民の気力も、自律意識も削いでしまう結果となってしまった。本来の役割であるチェック機能を発揮できず、結果的にそれを追認してきた議会の責任も重い。

2. 3つの視点で議会改革

議長に就任した1999年から「開かれた議会」を目標に議会改革に取り組んできた。

改革の視点の1点目は、二元代表制としての議会の役割は何なのか、議会の主役は議員であることをしっかりと自覚し、従来の行政依存・追認の議会

活動から脱皮し、主体性を持って議会の意思決定をするにはどうしなければならないかという視点。この視点に立って、行政の諮問機関から議員を撤退、事前協議（全員協議会）の原則中止に踏み切った。2008年度には議員の不当要求行為の防止条例（議員倫理条例）を制定した。

2点目は、4年に一度議員を選挙する住民の意向を行政に反映させるための住民参画で、議会活動を住民によく理解してもらうために情報を共有する住民の側に立った視点。

取り締まるための傍聴規則を「歓迎する」規則に変え、傍聴者に議案（資料）を配布するようにした。住民懇談会を積極的に開催し、議員研修会（学識者の講演など）への住民参加も認めている。議会・議

図1 議会基本条例のイメージ図



員の自己評価制度も導入した。項目別に3段階で評価し、議会だよりとホームページで公開している。

3点目は、地方分権改革。三位一体、市町村合併等々、国全体が大きく変動している社会情勢の中で、保守的な議会・行政といえども、変わっていかねなければならないという視点。

この3つの視点で、全国の先進事例を参考にしながら「気がついたことから・できることから」を合言葉に、現行法でできるものから順次取り組んできた。

ただ、町政の「計画・執行」と町民に見えやすい部分を担当する行政に比べ、「決定・監視」する議会の活動は、町民に見えづらく、解りづらい仕組みになっている。住民と情報共有するための努力をしてきたとはいえ、あまり成果は見えてこない。

調査段階での討議による議会意思の反映は多くの場であった。例えば、公共下水道計画や町営温泉ホテル構想の中止だ。下水道は過疎地では非効率でコストがかかりすぎため、現在、浄化槽の計画が進んでいる。また、2003年の選挙から平日投票を採用し、経費削減につながった。議会は財政破綻を回避することに一定の役割を果たしてきたが、「議会が無くなって困りますか?」「議員はなぜ必要なのか」と問われて明解に答えられる議員はどれだけいるだろうか。「報酬を下げろ」「定数を減らせ」「無くしてしまえ」との声もある。「見えない議会」「議会活動が実感できない」状況は、並大抵の努力では払拭できない。

3. 改革への思いを込めて ——善政の競い合い

2009年3月、町づくり基本条例と議会基本条例を可決、制定した。

議会基本条例の前文には、「開かれた議会づくり」の集大成として、決してこの改革を後退させてはならないとの強い思いが込められている。議会（合議制）と町長（独任制）が緊張関係を維持しながら、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、善政を競い合うとして、改革の3つの視点を忘れることなく、不断の努力を続けることを約束している。

両基本条例の目的達成のための実行課題は、「住民・議会・行政の協働」。両条例の実践でいかに住民の意識を高め、単なる受け身の参加から積極・能動的な参画・協働へ結び付けることができるか。そのための役割分担を実践していく実行計画が大切になる。

目的達成のための基本事項（あるべき議会像）の1つは、「わかりやすく町民が参画する議会」。住民への議会報告会を年1回以上開催する事を義務付け、6月に第1回の報告会を開いた。1年間の議会活動をまとめた「議会白書」の公表、「議会・議員評価」も義務化した。

次に「しっかりと討議する議会」で、通年議会（会期は会計年度）を条例に規定し、町長の「告示、召集」行為を削除。会期に制約されてきた議会活動を現実の範囲と捉えることとなった。議員同士の自由討議

図2 福島町議会基本条例と関連条例等の関係図



